岐阜県公報

第七百三十四号
令和八年十一月二十日（金曜日）

目　次

公安委員会規則
○岐阜県公安委員会等の所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則（情報技術企画課）四五九（ページ）
告　示
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）四六〇
選挙管理委員会告示
○岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する規程（選挙管理委員会）四六一

公安委員会規則

岐阜県公安委員会等の所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十一月二十日

岐阜県公安委員会
委員長　河　合　刀記夫

岐阜県公安委員会規則第七号

岐阜県公安委員会等の所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県公安委員会等の所管する手続等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和七年岐阜県公安委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）第十一条及び」を削り、「他の法令」を「他の条例等」に改める。

第二条第一項第二号中「法令」を「条例等」に改め、「法律、法律に基づく命令、」を削り、同項第三号に次のように加える。

ハ　地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

第二条第一項第五号及び第六号を削り、同条第二項中「情報通信技術活用法」を「情報通信技術活用条例」に改める。

第三条の見出しを「（電子情報処理組織による申請等）」に改め、同条第一項中「情報

岐阜県公報　毎週（火曜日、金曜日）発行（休日に当たるときは翌日）　令和八年十一月二十日

通信技術活用法第六条第一項及び」を削り、同条第五項及び第六項中「法令」を「条例等」に改める。

第四条を次のように改める。

（氏名等を明らかにする措置）

第四条　情報通信技術活用条例第六条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、電子情報処理組織を使用して行う申請等に記録された情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって前条第四項各号に定めるものを当該申請等と併せて送信する措置その他申請等を行った者を確認するための措置として岐阜県公安委員会又は岐阜県警察本部長が定める措置をいう。

2　情報通信技術活用条例第七条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、電子情報処理組織を使用して行う処分通知等に記録された情報に電子署名を行うことをいう。

3　情報通信技術活用条例第九条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、電磁的記録により作成等が行われた情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付することをいう。

第八条を削る。

第七条中「情報通信技術活用法第七条第一項ただし書及び」を削り、同条を第八条とする。

第六条の見出しを「（電子情報処理組織による処分通知等）」に改め、同条第一項中「情報通信技術活用法第七条第一項及び」を削り、同条を第七条とする。

第五条第一項中「情報通信技術活用法第六条第六項及び」を削り、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（情報通信技術による手数料の納付）

第五条　情報通信技術活用条例第六条第五項に規定する情報通信技術を利用する方法は、第三条第一項から第三項までの規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

第九条中「情報通信技術活用法第七条第五項及び」を削り、同条の次に次の二条を加える。

（電磁的記録による縦覧等）

第十条　公安委員会等が、情報通信技術活用条例第八条第一項の規定により電磁的に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合においては、当該縦覧等に係る事項をインターネットを利用する方法、岐阜県警察本部若しくは警察署の施設内に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第十一条　公安委員会等が、情報通信技術活用条例第九条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行う場合においては、当該作成等に係る事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法によるものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

岐阜県告示第五百十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により告示する。

令和八年十一月二十日

岐阜県知事　江　崎　禎　英

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）

加茂郡白川町三川　字上見　二三九番四　一号

一九〇番一　二号

下平	三号
一九〇番五	四号
一八八番一	五号
二〇七番三	六号
二一一番一	七号
二一一番九	八号
二一三番七	九号
二〇五番二	

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第四十一号

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する規程を次のように定める。

令和八年十一月二十日

岐阜県選挙管理委員会
委員長　竹　内　治　彦

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する規程

（趣旨）

第一条　この規程は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第百四十七号。以下「法」という。）第十条第一項、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令（平成十四年政令第十九号。以下「令」という。）第七条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例（令和八年岐阜県条例第三十号。以下「条例」という。）第四条の規定に基づき、岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条　この規程において使用する用語は、法、令及び条例において使用する用語の例による。

（電磁的記録式投票機の指定の協議）

第三条　法第六条第一項の規定による協議は、別記第一号様式により行うものとする。

（投票の電磁的記録媒体に記録された投票の他の電磁的記録媒体への複写）

第四条　法第十条第一項の規定による複写は、選挙人の投票が投票の電磁的記録媒体に記録された後、直ちに他の一の電磁的記録媒体に行わなければならない。

（候補者が死亡した場合等における電磁的記録式投票機の取扱いに係る通知等）

第五条　令第七条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、死亡し、届出を却下され、又は候補者たることを辞したものとみなされた者に関する表示を消除せずに電磁的記録式投票機をそのまま使用させる場合においては、岐阜県選挙管理委員会は、その旨を市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2　令第七条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による掲示は、別記第二号様式により行うものとする。

（電磁的記録式投票機における表示）

第六条　条例第三条第一項本文の規定により、全ての候補者の氏名等を電磁的記録式投票機の映像面に同時に表示する場合は、別記第三号様式により行うものとする。

2　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十九条第四項の場合においては、条例第三条第一項の規定による候補者の党派別の表示は、同令第八十九条第四項に規定する略称により行うものとする。

附　則

この規程は、令和八年十一月二十日から施行する。

別記

第１号様式（第３条関係）

第　　号

年　　月　　日

岐阜県選挙管理委員会委員長　様

（市町村）選挙管理委員会委員長

電磁的記録式投票機の指定に係る協議について

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成 13 年法律第 147 号）第６条第１項の規定により、年　月　日執行予定の（県議会議員選挙・知事選挙）において使用する電磁的記録式投票機を次のとおり指定したいので、協議します。

１　型式

２　構造

３　機能

４　操作の方法

第２号様式（第５条関係）

注　意

選挙における候補者　　は、　　年　　月　　日死亡した（公職選挙法第86条の４第９項の規定により立候補の届出を却下された）（公職選挙法第91条第２項（第103条第４項）の規定により、候補者たることを辞したものとみなされた）ので、　　に対する投票は無効になります。

年　月　日

（市町村）選挙管理委員会

第３号様式（第６条関係）

党派 ふりがな 候補者氏名	党派 ふりがな 候補者氏名
党派 ふりがな 候補者氏名	党派 ふりがな 候補者氏名
党派 ふりがな 候補者氏名	党派 ふりがな 候補者氏名

備考１　候補者の掲載の順序は、公職選挙法第 175 条第３項の規定によるくじで定める順序に従い、左から右へ、以下同様の順序で下に移行する。

２　この様式により難いものにあっては、この様式に準じて行うことができる。

令和八年十一月二十日発行

発行者　岐阜県

発行所　岐阜県庁　岐阜市薮田南二丁目一番一号

編集　岐阜市三輪ぷりんとぴあ十三一　岐阜文芸社